



佐藤 守正

一般

質問

質問

ガン治療施設誘致断念の経緯を明らかにすべきだ

間、町民は一切何も知らされなかった。町長の執行権だけで事を進めていくことが許されると思っていたのかどうか、その点を確かめたかったのだ。

申が環境省に出された。その中に汚染土壌の処理が厳しく規定されているためにそう思ったのだ。

質問

その答申には次のように、逆のことが書かれている。

なかなか前へ進まないの、私自身も胃が痛くなる思いでした。あまりに大きい事業なので、逃がした方がいいのか、迷いながら過ぎていた。自分一人で悩んで耐えていたという状況だった。

町長答弁

「土壌汚染対策法の7条には『周囲の人に健康被害が生ずる恐れがある場合に必要な対策を命ずることができるとなっているが、この場合でも必ずしも汚染土壌を除去しなればならないものではなく、盛土や封じ込め等の摂取経路の遮断を基本としている。掘削除去は、汚染された土壌の所在を不明にする恐れがあるとともに、搬出に伴い汚染を拡散させる恐れがあり問題である。掘削除去が増加している今、汚染土壌の不法投棄等、不適切な処理を防止するため適切な処理の基準を規定する必要がある。』」

質問

町長はしばしば、「早い段階で汚染土壌の処理をしないと、全部町の負担で処理をせねばならない状況に追い込まれる」と言っているが、何を根拠にこのように焦っているのか。

町長答弁

昨年暮れに、中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策のあり方について」という答

汚染された土地を所有していることをもって、除去を命ぜられることはないのだ。さらにはいたずらに掘削除去に走らないよう、改正法では、掘削除去に対して、また土壌搬出に対して厳しい規制がかけられようとしている。

湯沢町は「環境科学センター」なる怪しげな会社に行われるがままに、「9億7千万円をかけて掘削除去をする方法が「一番有効」と判断していた。もともと安上がりな方法も有るはずなのに、湯沢町はあやうくその話に乗ってしまう所だったのだ。

町長答弁

改正法の成立を待つて、また判断をしたい。

国保の資格証の発行は、丁寧な納税相談をした上で

質問

資格証とは、保険料滞納を理由に保険証の返納を求め代わりに発行するもので、医療機関では全額の支払を求められる。

窓口でいくら請求されるか不安で、資格証の人は医者にかかることを我慢することが

多い。湯沢町には現在55世帯94人が資格証になっているが、どのような手順で発行しているのか。

町長答弁

国保財政の健全な運営と被保険者間の負担の公平のために、一年以上経過しても納付のない方で、災害、事業の廃止などの特別な事情がない限り資格証の対象者としている。役場内の「資格証等交付審査会」で決定する。但し中学生以下の方は世帯の状況にかかわらず保険診療が受けられるよう配慮をしている。

質問

個別に面接をして納税相談をしているのか。期限が来たらと機械的に資格証に切り替えてはいないのか。これは税務課ではなく、健康福祉課の仕事にすべきだ。滞納は自己責任だとして切り捨てるのではなく、ケースワーカーがするように、それぞれの世帯と丁寧な納税相談を行うべきだ。こういう仕事こそ役場の仕事のはずだ。国保は社会保障だという原則を貫いてほしい。

質問

この経過を町民に一切説明することなく進めてきた手法についての町民の批判に、どう答えるのか。

町長答弁

9月の町民説明会以降、町が求めている財団の設立がなされず、事業計画書、資金計画書等が提出されなかったため、今年になって断念した。この議会の施政方針で明らかにした後、広報等で町民に報告する予定でいた。町民の批判に対しては、首長として、企業の誘致に一層の努力をしていくことで応えていきたい。この月末の広報で、町民の皆様へは断念を周知したい。

質問

聞きたかったことはそういうことではない。この半年の